

令和 8 年度加美町農業委員会 第 5 回定例総会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和8年度第5回定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年8月25日(火) 午後3時30分～午後3時53分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員13名 / 農地利用最適化推進委員5名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 欠席委員(2名)

農 業 委 員	11番	猪 股 弘
〃	14番	米 川 功

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第13号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第5	議案第13号	加美農業振興地域整備計画の変更について
日程第6	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐 藤 美智子
農業委員会事務局農地係長	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局技師	田 生 遥 菜
農林課課長補佐	菅 原 敏 之

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第5回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後3時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和8年度 加美町農業委員会 第5回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

＊事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員13名、農地利用最適化推進委員5名です。11番 猪股弘委員、14番 米川功委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、12番 中村貴美子委員、13番 澁谷涼子委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第４ 報告第１３号 農地転用許可後の工事完了報告について

＊議長（板垣文一会長） 日程第４、報告第１３号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

＊事務局（嶋津寿則係長） 報告第１３号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和８年８月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔議案書に記載のとおり１件の工事完了報告について説明〕

＊議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第１３号を終了いたします。

日程第５ 議案第１３号 加美農業振興地域整備計画の変更について

＊議長（板垣文一会長） 日程第５、議案第１３号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（嶋津寿則係長） 議案第１３号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第３条の２の規定により意見を求められたので審議されたい。令和８年８月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

＊議長（板垣文一会長） 変更内容につきましては、農林課担当職員から詳細説明をしていただきます。

＊農林課（菅原敏之課長補佐） 農林課課長補佐の菅原です。よろしくお願いいたします。加美農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。

〔 議案書に記載のとおり農業振興地域整備計画について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより議案第13号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決定いたしました。

ここで農林課職員には退席いただきます。

〈農林課職員退室 午後3時40分〉

日程第6 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（嶋津寿則係長） 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和8年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり3件の許可申請について説明 〕

*事務局（嶋津寿則係長） 尚、申請番号3番につきましては、先月中間管理事業にて売買を申請した際に、団地化要件等で売買の対象から外れた農地ですので、今回現地調査はございません。

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、7番 小山京子委員お願いします。

*7番（小山京子委員） 申請番号1番について報告します。8月19日に譲渡人側は息子さんへ電話にてお話を伺い、譲受人は法人の会長と直接お会いして聴き取りを行って参りました。申請地は譲渡人が以前住んでいた居宅の跡地と畑になっており、現在は多少荒れているようですが、隣接する農地と合わせて今後利用していきたいということでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番について、9番 高橋秀生委員お願いします。

*9番（高橋秀生委員） 8月16日に、譲渡人へは電話にて、譲受人とは直接お会いして聴き取り調査を行いました。申請地は1枚の田を2名が所有する合わせ田になっております。1名の所有者からは昨年売買を受け、現在譲受人の所有になっておりますが、譲渡人の田は相続の関係で今回の申請となりました。現地は水稻が作付されている状況です。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第7 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（田生遥菜技師） 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和8年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は加美町役場の北東約0.5kmに位置している農地です。近隣にあるNPO法人の駐車場と体験スペースを設置するため今回の申請に至りました。

〔 議案書に記載のとおり1件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5番 佐藤健喜委員お願いします。

*5番（佐藤健喜委員） 8月14日、嶋津係長、田生技師、澁谷涼子委員、青砥美恵子委員、私の5名にて現地調査をして参りました。申請地は第3種農地ということで、原則転用可能な農地でございます。転用目的が駐車場と体験スペースであり、除草等の管理はされているため、現状に碎石を敷くだけとのことです。周辺には農地もございませんので、支障や影響はないものと思われまゝす。調査の結果、許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（田生遥菜技師） 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和8年8月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は加美町役場の南東約2.7kmに位置している農地です。受人が新たに住宅を建築する為、今回の申請に至りました。

申請番号2

申請地は加美町役場の南西約1.8kmに位置している農地です。受人である法人の事業拡大に伴い、事務所に隣接して駐車場を確保する為、今回の申請に至りました。

た。

〔 議案書に記載のとおり 2 件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5 番 佐藤健喜委員お願いします。

＊5 番（佐藤健喜委員） 申請番号 1 番につきましては、四日市場集落内に介在する農地です。第 2 種農地で、転用は可能な農地であるとみて参りました。多少の雑草はあるものの概ね管理はされており、現在は農業用ハウスが設置されていますが、今回の申請が住宅の建築及び駐車場の設置ですので、ハウスは速やかに撤去することです。生活排水は浄化槽へ排水し、雨水は道路側側溝へ排水する為、周辺農地への支障はないものとし、許可相当と判断しました。

申請番号 2 番につきましては、こちらも第 2 種農地で、転用可能な農地であるとみて参りました。除草等の管理はされており、申請が事業所の駐車場の設置ということで盛土を行います、申請地の東側に隣接して農地がある為、土砂等の流出がないよう擁壁を設置することです。農業用排水からの取水排水はないことから周辺農地への支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

＊議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

＊議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和 8 年度加美町農業委員会 第 5 回定例総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

〈午後 3 時 53 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名する。

令和8年8月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 中 村 貴 美 子

署名委員 澁 谷 涼 子